No.	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
1	入札参加資格確認申請書 項番2 (7)			提出書類について、”及び”以降の文言に続く書類(申請日現在で有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定書通知書)は、”又は”の文言より前に記載された書類（「内装仕上工事」の申請日現在で有効な建設業許可通知書）を提出する場合でも必要であるという認識で良いか。	ご認識のとおりです。
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					